

1. 自主防災組織の役割と必要性

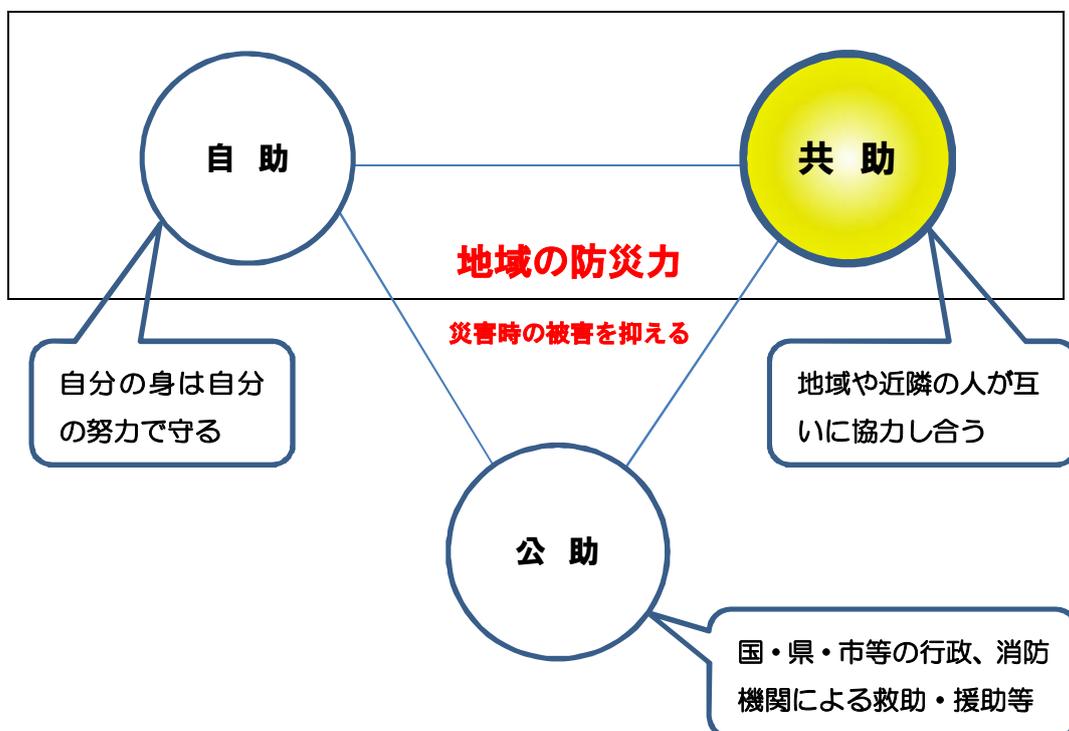
住民が安心・安全に暮らすため、生命、身体及び財産を災害から守る防災対策は、行政上最も重要な施策の一つです。

ひとたび大規模な災害が発生した時には、被害の拡大を防ぐため、国や県、市は全力で対応しますが、防災関係機関の対応（公助）だけでは限界があります。

早期に実効性のある対策を取ることが難しい場合や、行政自身も被害を受けていることが考えられるため、住民一人ひとりが、自分の身を自分の力で守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要です。

そして、「自助」、「共助」、「公助」の連携により、住民、地域、行政が、それぞれの立場に応じた対策を講じておくことで、被害の軽減を図ることができます。

自主防災組織の運営に当たっては、地域の実情に即した計画に基づいて、住民が自発的に活動することが重要であり、防災訓練等を通していざというときに備えます。



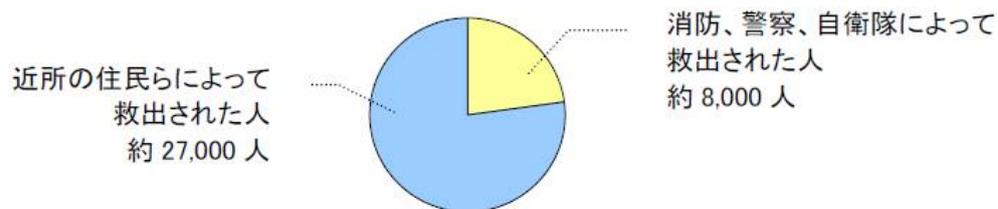
【共助の事例】

多くの犠牲者を出した平成7年1月の阪神・淡路大震災では、がれきの下から救助された人のうち、約8割が家族や近所の住民によって救出されたという報告があります。（下図1参照）

東日本大震災においても、自主防災組織は、安否確認や避難所運営等で重要な役割を果たしました。

普段からの近隣や地域社会とのつながり、結びつきがきわめて重要であることが再認識されています。

図1 阪神・淡路大震災における市民による救助者数と
消防、警察、自衛隊による救助者数の対比



出典：河田恵昭：大規模地震災害による人的被害の予測，自然災害科学 Vol.16, N.1, pp.3-14, 1997

2. 自主防災組織のつくり方

① 町内会などの組織の中で、防災について話し合う

- ・どんな災害が起こる可能性があるか
- ・災害が発生したとき、どんな活動が必要となるか



□活用しましょう！ ～防災マップ～

(平成 24 年 3 月全戸配布)

防災マップでは、災害危険区域や避難所などの情報を知ることができます。

災害に備えて、身近にある安全な場所や避難経路を検討する際にもご活用ください。

② 結成について住民の合意が得られたら、規約や計画を定めて会合で承認を得る

- ・規約は、組織の目的、事業内容等を明らかにするとともに、役員を選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定等について定めるものです。
 - ・計画は、地域の実情に沿ったものとなるように心掛けましょう。
- ※消防庁が示す例をもとに作成したサンプル（P 6～）を参考にしましょう。

③ 鹿児島市危機管理課に「結成届」、「規約」、「計画」を提出する

- ・「結成届」提出後に、会長や班長（役員）に変更があっても差替えを提出する必要はありません。
- ・「規約」や「計画」は、必要に応じて自由に改正していただいて構いません。

3. 自主防災組織の結成に関する参考情報

①組織の基本的な班編成の例

編成班名	日常の役割	災害時の役割
総務班	→ 全体調整 他機関との連絡調整 災害時要援護者の把握	全体調整 他機関との連絡調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	→ 情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消火班	→ 器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	→ 資機材調達・整備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	→ 避難路（所）・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	→ 器具の点検	水、食糧等の配分 炊き出し等の給食・給水活動

◎班編成のポイント

- 地域内でバランスよく対応できる班編成
(人口や世帯数、昼間地域にいる人員等を考慮し、災害の発生時間帯によって班の人員に偏りのない配置等)
- 地域内の専門家や経験者等、班員の活動に実効性をもたせる配置
(班の活動内容について専門家や経験者(例：消防職員・団員等の防災・危機管理業務の経験者、医師、看護師、大工、エンジニア等)の登用等)
- 地域内の事業所における自衛消防組織や従業員の位置づけ
(地域内の事業所における自衛消防組織や従業員の配置を踏まえた編成、人員配置や応援協定等による補完体制の検討)
- 避難行動要支援者に対する取組み
(福祉活動に従事する方や団体との連携、専任の班の編成等)

※ 実際の活動においては、班の人数が足りず活動が困難な場合や全員で活動しなければならない場合も考えられるため、それぞれの班の活動内容を理解しておくとともに、災害時に起こる想定外の事態に対して臨機応変に運用や指揮命令ができる対応策についても検討しておく必要があります。

②計画に盛り込む主な項目

防災計画の策定にあたっては、「日ごろどのような対策を進め、災害時にどう活動するか」を具体的に明記するほか、河川がはん濫しやすい、土砂災害が起こりやすい、避難行動要支援者が多いなど、地域の実情を踏まえたうえで、防災計画に反映することも重要です。

分野	盛り込むべき項目	内 容
組織に関すること	自主防災組織の編成及び任務分担	組織編成と各班の果たす役割を明確にする。
主に日常活動に関すること	防災知識の普及・啓発	事項、方法、実施時期等を定める。
	災害危険の把握	事項、方法等を定める。
	防災訓練	訓練の種別、訓練実施計画、訓練の時期及び回数等を定める。
	防災資機材等の備蓄及び管理	調達計画、保管場所、管理の方法等について定める。
主に災害時の活動に関すること	情報の収集・伝達	情報の収集・伝達及びその方法等について定める。(情報班)
	出火防止、初期消火	出火防止対策、初期消火対策等について定める。(消火班)
	救出・救護	救出・救護活動、医療機関への連絡等を定める。(救出・救護班)
	避難	避難誘導の指示、方法及び避難路、避難場所、避難所の管理・運営等を定める。(避難誘導班)
	給食・給水	食糧や飲料水の確保、配給、炊き出し等について定める。(給食・給水班)
他団体と協力して行う活動	災害時要援護者対策	平常時、災害時の取組みについて定める。
	他組織との連携	他の自主的な防災活動を行う組織との連携について定める。

③規約（例）

〇〇自主防災会規約

（名称）

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在）

第2条 本会の事務所は、〇〇に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、風水害、地震、津波その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及
- (2) 災害に対する予防
- (3) 災害の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導・初期消火等の応急対策
- (4) 前号に関する訓練
- (5) 資機材などの整備
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、〇〇町内会にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 班長 若干名

2 役員は、会員の互選により、任期は1年とする。ただし再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 役員は、別に定める防災計画に基づく職務を行う。

(総会及び役員会)

第8条 総会は、町内会総会と同時に開催する。

2 役員会その他は、会長が招集する。

3 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画に関すること。
- (3) その他総会が特に必要と認めたこと。

4 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会への議案の提出
- (2) 総会の議決事項の実施
- (3) その他役員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第9条 本会は、第4条に定める事業を行うため防災計画を作成する。

(会費及び経費)

第10条 本会の会費及び運営に要する経費は、町内会費その他の収入をもって充てる。

(協議)

第11条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定めるものとする。

付 則 この規約は、平成 年 月 日より施行する。

④防災計画（例）

〇〇自主防災会防災計画

1. 目的

この計画は、〇〇自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって風水害、地震、津波その他の災害（以下「災害」という。）による人的、物的被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

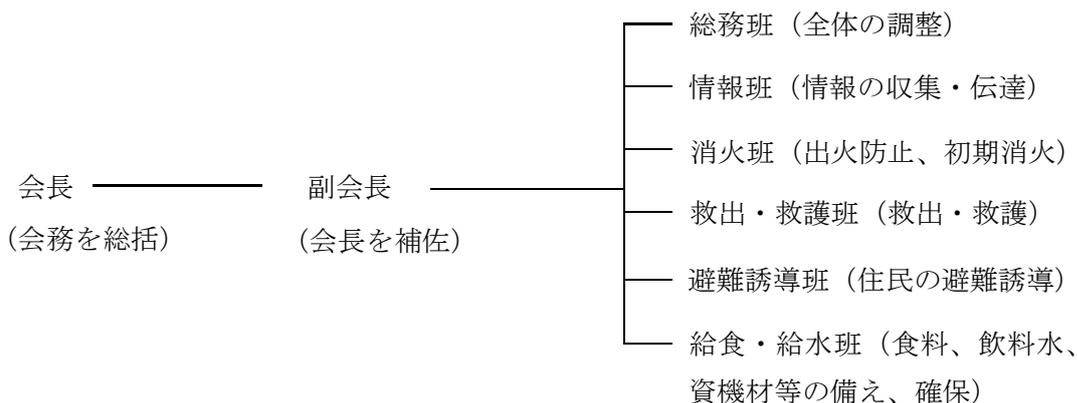
2. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集・伝達に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出・救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食・給水に関すること。
- (9) 避難行動要支援者に関すること。
- (10) その他

3. 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり組織を編成する。



1. 結成編

4. 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識の高揚を図るため、防災に関する知識の普及・啓発を行う。

5. 防災訓練

災害の発生に備え、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるように防災訓練を実施する。

6. 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を行う。

7. 出火防止、初期消火

出火防止に努め、地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期消火に努める。

8. 救出・救護

応急医薬品及び資機材を備え、災害時に救出・救護を要するものが生じた場合、救出活動、救急処置を行う。

9. 避難誘導

避難勧告が出たとき、または防災会長が必要であると認めたときは、防災会長は避難誘導班に対し、避難誘導の指示を行う。

避難誘導班員は、防災会長の指示に基づき、地域住民を一時避難場所等に誘導する。

(一時避難場所) ○○ (指定避難所) ○○

10. 給食・給水

避難所における給食・給水活動を行う。

11. 避難行動要支援者支援

民生委員等と連携し、平常時から避難行動要支援者員の状況把握に努める。

また、避難準備情報等が発表された場合、各々の避難行動要支援者に応じた避難支援を行う。

12. その他

防災資機材の備蓄及び管理を次のとおり行う。(以下省略)